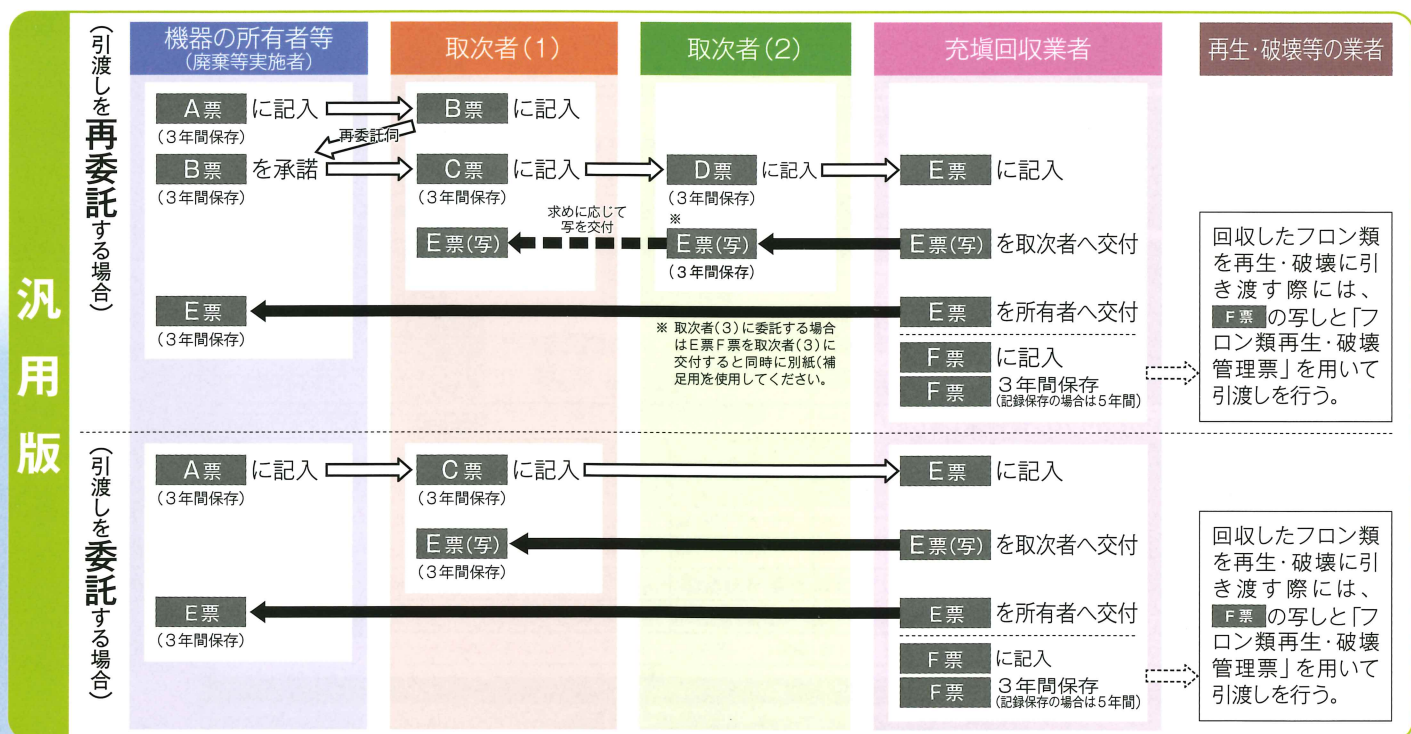
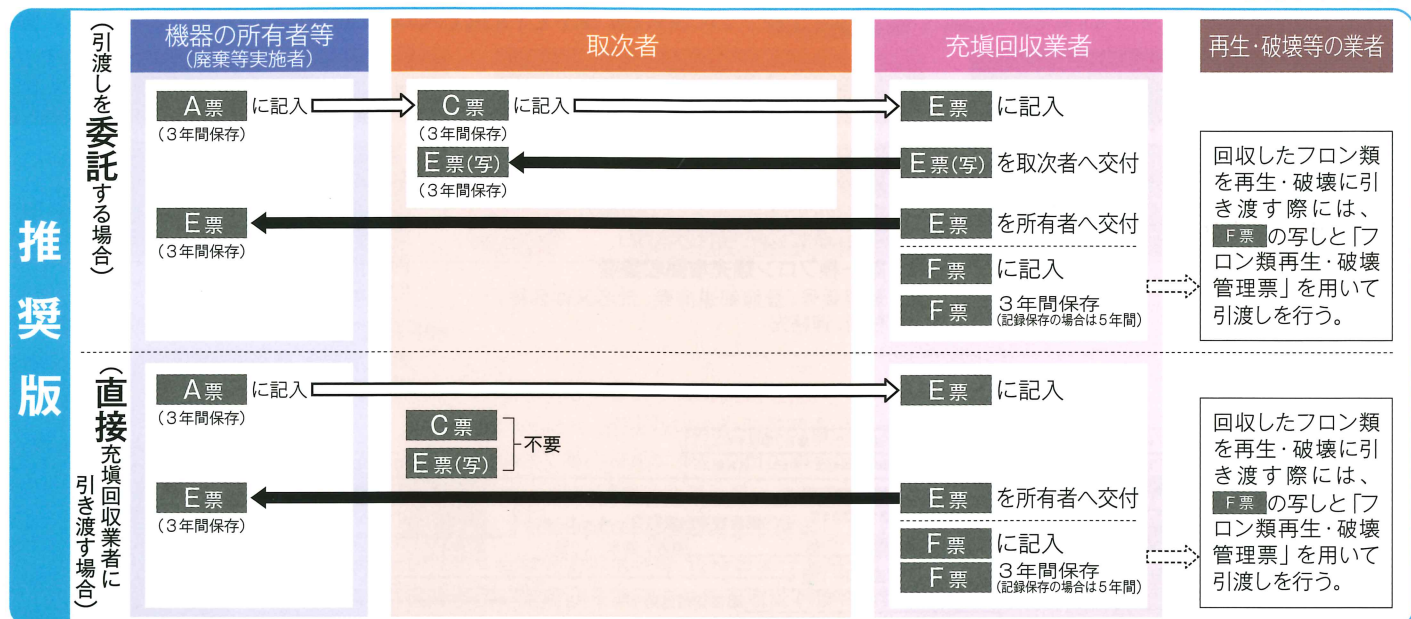


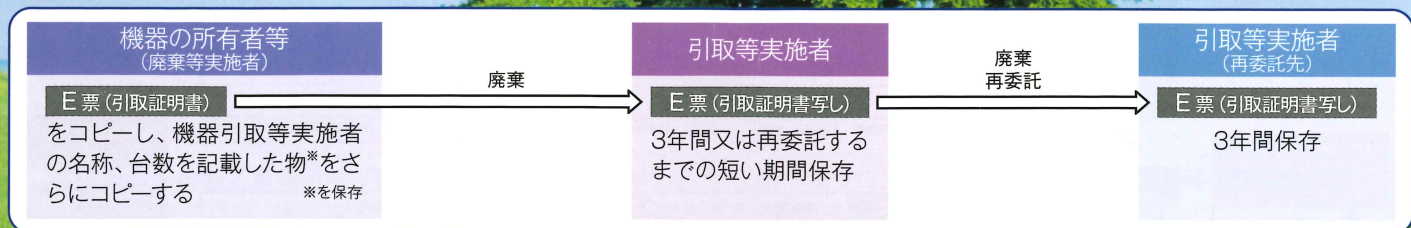
2020年施行版・行程管理票のご案内

2020年施行版・行程管理票の流れ

令和6年12月



機器を処分する時の流れ



一般財団法人
日本冷媒・環境保全機構

【記入例】

フロン排出抑制法対応 推奨版

※赤い字の項目は必ず記載してください。記載がないとフロン排出抑制法に適合した書面になりません。

1 廃棄する機器の所有者等 (青色の字)

→A票に記入

- ・廃棄する機器の所有者等：全て
- ・取次者：氏名又は名称、住所、連絡先

2 取次者 (茶色の字)

→C票に記入

- ・取次者
担当者の部署名、氏名、フロン類の引渡し先にレ点、回付の年月日
- ・第一種フロン類充填回収業者
登録番号、登録都道府県、氏名又は名称、住所、連絡先

3 第一種フロン類充填回収業者 (紫色の字)

→E票に記入

- ・第一種フロン類充填回収業者
担当者の部署名、氏名、フロン類引き取り終了した年月日、引取証明書交付の年月日、充填回収技術者氏名
- ・回収量等：該当項目全て

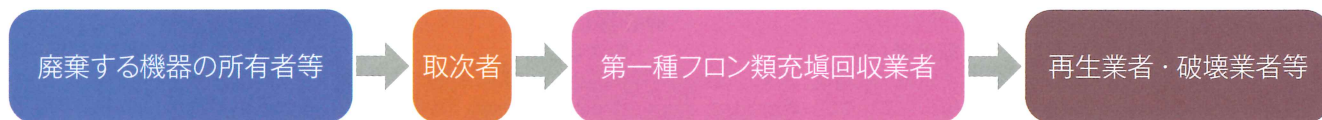
→F票に記入

- ・処理方法等：該当項目全て
- ・引渡し先：該当項目全て

該当する時、レ点	☐ 確認証明書 (但し、確認してフロン類が残存していた場合、回収すること)	伝票番号	0001234567	伝票番号は任意項目																																										
代表者又は担当部署の担当者	☐ 機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)	交付の年月日	2019年10月1日	委託確認書を交付する日																																										
エアコンディショナー、人の冷暖房、冷蔵機器及び冷凍機器、物を冷却する機器	廃棄する機器の所有者等 (第一種特定製品廃棄等実施者) 機器所有者等の氏名又は名称 (株)青空商事 上記の住所 〒215-2212 ○○県青空市白雲町3-4-5 担当者 部署名 ○○部 氏名 青木 ○男 廃棄する機器がある、又はあった施設(建物)名 青空ビル1階 上記の住所 〒215-2345 ○○県青空市宝町1-1-1 整備の場合：整備する機器の所有者等 (第一種特定製品の整備の発注者) エアコンディショナー 10台 冷蔵機器及び冷凍機器 50台 廃棄する機器の種類及び台数 建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に○印) エアコンディショナー 解体(修繕等)あり 解体(修繕等)なし	電話	△△-1111-1111	廃棄する機器の所有者等の名称等及び住所																																										
引渡し先にレ点	フロン類の引渡し先 (右記該当にレ点) ☐ 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する (第一種フロン類充填回収業者欄に記入する) ☒ 取次者に委託する (取次者欄に記入する)	FAX	△△-1111-1112	引取りを依頼するフロン類が充填されている機器がある建物名及びその場所																																										
どちらかにレ点	フロン類の処理方法 (右記該当にレ点) ☐ 再生希望 ☐ 再生・破壊のどちらでも良い ☐ 破壊希望			C票を第一種フロン類充填回収業者に交付した日																																										
代表者又は担当部署の担当者	取次者 (第一種フロン類引渡受託者) 取次者の氏名又は名称 環境建設(株) 上記の住所 〒215-1234 ○○県清風市涼風2-1-1 担当者 部署名 △△部 氏名 大木 ○朗 整備の場合：(第一種特定製品の整備者) フロン類の引渡し先 (右記該当にレ点) ☒ 第一種フロン類充填回収業者に依頼する (第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)	交付の年月日	2019年10月6日	フロン類をポンベに回収完了した日																																										
引渡し先にレ点		電話	△△-3440-0011	E票(引取証明書)を取次者へ交付した日																																										
第一種フロン類充填回収業者が都道府県知事から受けている登録番号を記入。都道府県のホームページ又は窓口で閲覧・確認できる	第一種フロン類充填回収業者 登録番号 567890 登録都道府県 ○○ 第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称 (株)冷媒回収設備 上記の住所 〒215-4567 ○○県住良市大吉町5-5-5 担当者 部署名 ○○部 氏名 小林 △太 フロン類引取りの終了又は充填ゼロの確認をした年月日 2019年10月12日 引取証明書又は確認証明書の交付年月日 2019年10月13日 充填回収技術者氏名 回収 太郎 電話 △△-1111-1192 FAX △△-1111-2525			フロン類の回収の現場に立ち会った若しくは回収した十分な知見を有する充填回収技術者																																										
依頼をする第一種フロン類充填回収業者の名称等及び住所	下記のとおりフロン類を回収しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>フロン類の種類</th> <th>CFC</th> <th>HCFC</th> <th>HFC</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種特定製品の種類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エアコンディショナー</td> <td>台</td> <td>kg</td> <td>10台 300kg</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>冷蔵機器及び冷凍機器</td> <td>台</td> <td>kg</td> <td>50台 60kg</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>台</td> <td>kg</td> <td>10台 300kg 50台 60kg 60台 360kg</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>銘板に記載されている充填量 (判る範囲で記入する)</td> <td>台</td> <td>kg</td> <td>10台 330kg 50台 65kg 60台 395kg</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table> フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因 1台 要因： 室外機コンデンサー腐食による穴あき	フロン類の種類	CFC	HCFC	HFC	計	第一種特定製品の種類					エアコンディショナー	台	kg	10台 300kg	台	冷蔵機器及び冷凍機器	台	kg	50台 60kg	台	計	台	kg	10台 300kg 50台 60kg 60台 360kg	台	銘板に記載されている充填量 (判る範囲で記入する)	台	kg	10台 330kg 50台 65kg 60台 395kg	台	管理番号	1234567890	管理番号は任意項目												
フロン類の種類	CFC	HCFC	HFC	計																																										
第一種特定製品の種類																																														
エアコンディショナー	台	kg	10台 300kg	台																																										
冷蔵機器及び冷凍機器	台	kg	50台 60kg	台																																										
計	台	kg	10台 300kg 50台 60kg 60台 360kg	台																																										
銘板に記載されている充填量 (判る範囲で記入する)	台	kg	10台 330kg 50台 65kg 60台 395kg	台																																										
代表者又は担当部署の担当者				実際に回収した冷媒の種類と量及び機器の種類と台数																																										
処理方法について1~5のいずれかに○印し、引渡し先及び冷媒番号ごとに、量及びその冷媒番号を記入	回収したフロン類の処理方法等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>フロン類の引渡し先等 (該当する番号を○で囲む)</th> <th>CFC</th> <th>HCFC</th> <th>HFC</th> <th>左記の冷媒番号</th> <th>容器識別番号</th> <th>フロン類再生・破壊管理票の伝票番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1:破壊業者(※1) 1 2 ③ 4 5</td> <td>kg</td> <td>150 kg</td> <td>kg</td> <td>R 22</td> <td>A0001, A0002, A0003</td> <td>1234000</td> </tr> <tr> <td>2:再生業者(※1) 1 2 3 ④ 5</td> <td>kg</td> <td>150 kg</td> <td>kg</td> <td>R 22</td> <td>A0004, A0005, A0006</td> <td>1234001</td> </tr> <tr> <td>3:自ら再生 1 2 3 ④ 5</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>60 kg</td> <td>R 404A</td> <td>A0007</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4:省令49条業者 1 2 3 4 5</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>R</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5:保管 1 2 3 4 5</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>R</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※1) 上記の1:破壊業者 2:再生業者 を選択し、別票「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、容器識別番号及びX票の伝票番号を必ず記入する。	フロン類の引渡し先等 (該当する番号を○で囲む)	CFC	HCFC	HFC	左記の冷媒番号	容器識別番号	フロン類再生・破壊管理票の伝票番号	1:破壊業者(※1) 1 2 ③ 4 5	kg	150 kg	kg	R 22	A0001, A0002, A0003	1234000	2:再生業者(※1) 1 2 3 ④ 5	kg	150 kg	kg	R 22	A0004, A0005, A0006	1234001	3:自ら再生 1 2 3 ④ 5	kg	kg	60 kg	R 404A	A0007		4:省令49条業者 1 2 3 4 5	kg	kg	kg	R			5:保管 1 2 3 4 5	kg	kg	kg	R					別表「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、その伝票番号も記入
フロン類の引渡し先等 (該当する番号を○で囲む)	CFC	HCFC	HFC	左記の冷媒番号	容器識別番号	フロン類再生・破壊管理票の伝票番号																																								
1:破壊業者(※1) 1 2 ③ 4 5	kg	150 kg	kg	R 22	A0001, A0002, A0003	1234000																																								
2:再生業者(※1) 1 2 3 ④ 5	kg	150 kg	kg	R 22	A0004, A0005, A0006	1234001																																								
3:自ら再生 1 2 3 ④ 5	kg	kg	60 kg	R 404A	A0007																																									
4:省令49条業者 1 2 3 4 5	kg	kg	kg	R																																										
5:保管 1 2 3 4 5	kg	kg	kg	R																																										
引渡し先業者が複数ある場合は、F票をコピーして使用	引渡し先(※2) 右記の内、該当する引渡し先の番号を○で囲む → 1:破壊業者 2:再生業者 ③:自ら再生したフロン類の充填先 4:省令49条業者 都道府県 ●東京 都道府県 住所 〒105-xxxx 東京都港区○○○ 123-45 許可・認定番号 ●123456789 氏名又は名称 (株)フロン破壊再生 電話 03-xxxx-1111 自ら再生した場合の再生した年月日(※3) 2019年10月16日 フロン類引渡し又は充填を終了した年月日 2019年10月20日 FAX 03-xxxx-2222			容器識別番号を記入																																										
フロン類の引渡し先業者の許可または登録を受けた都道府県及び許可・認定番号を記入				処理を依頼する引渡し先を○で囲む																																										
				回収したフロン類の処理を依頼する引渡し先の住所及び名称等																																										
				回収したフロン類を処理先へ引き渡した日(自ら再生した冷媒を充填した場合は、その充填した日)																																										

■ フロン排出抑制法対応行程管理票(推奨版)記入のポイント

1 推奨版 ← 一次委託用・直接引渡し用



2 記入のポイント

廃棄する機器の所有者等	・交付の年月日：この行程管理票を交付する年月日を記入 原則、交付日から30日以内に引取証明書の入手が必要 建物の解体工事の契約に伴い交付の場合は、交付日から90日以内に引取証明書の入手が必要 ・エアコンディショナー：人の冷暖房に使用している室外機の台数を記入 ・冷蔵・冷凍機器：物を冷却する機器として使用している室外機の台数を記入 ・フロン類回収を委託する取次者の名称等、住所および連絡先 ・第一種フロン類充填回収業者から送付された引取証明書(本行程管理票ではE票)を3年間保存
取次者	・回付の年月日：第一種フロン類充填回収業者にE票以下を交付する年月日を記入 ・登録番号と回収場所：回収場所と登録を受けている都道府県が一致しているか確認
第一種フロン類充填回収業者	・充填回収技術者氏名：直接フロン類回収を行った、または立ち会った充填回収技術者名を記入 ・フロン類回収後、速やかにE票(引取証明書)(写)を取次者に交付。E票を機器の所有者に交付
回収量等	・機器の銘板に記載されている充填量：フロン類の初期充填量を判る範囲で記入 ・回収したフロン類の量：実際に回収した冷媒の種類と量、および機器の種類と台数を記入 ・フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因：フロン類が回収できなかった場合、その台数および原因を記入。なお、全台数でフロン類が回収できなかった場合は、「回収量等の計」の欄に「0」と記入
回収フロン類等	・回収した冷媒ボンベの記入欄が不足した場合はF票をコピーして使用 ・E票を、廃棄する機器の所有者等へ交付する際は受け取りの確認
回収したフロン類の処理方法等	・引渡し先、および冷媒番号ごとに、量と冷媒番号、並びに容器識別番号を記入 ・フロン類の引渡し先業者の許可または登録を受けた都道府県、および許可・認定番号を記入 ・フロン類引渡しまたは充填を終了した年月日：回収したフロン類を処理先へ引き渡した日を記入。自ら再生した冷媒を充填した場合は、その充填した日を記入

参 考

建設業者や設備工事業者等が機器の所有者等から依頼を受けて、第一種フロン類充填回収業者へ回収依頼を取り次ぐことがあります。その場合、建設業者等が行程管理票上の取次者として行程管理票を記入・回付することになりますが、必要な書面が増え、手続きも複雑になります。

そこで、**建設業者が工事発注者に第一種フロン類充填回収業者を紹介し、行程管理票のやり取りを工事発注者と第一種フロン類充填回収業者の間で直接行えば、手続きを簡単に進めることも可能です。**

なお、法律に基づき「破壊証明書」「再生証明書」が交付された場合、第一種フロン類充填回収業者はその証明書を廃棄する機器の所有者等に遅滞なく交付し、またその写しを交付した日から3年間保存することが必要です。

【記入例】

フロン排出抑制法対応 汎用版

※赤い字の項目は必ず記載してください。記載がないとフロン排出抑制法に適合した書面になりません。

1 廃棄する機器の所有者等 (青色の字)

→A票に記入
・廃棄する機器の所有者等：全て
・取次者(1)：氏名又は名称、住所、連絡先

→B票に記入
・太枠内(再委託承諾に係る欄)

2 取次者(1) (茶色の字)

→B票に記入
・取次者(1)
担当者の部署名、氏名、フロン類の引渡し先にレ点

・取次者(2)
氏名又は名称、住所、連絡先

→C票に記入
・取次者(1) 交付の年月日

3 取次者(2) (緑色の字)

→D票に記入
・取次者(2)
担当者の部署名、氏名、フロン類の引渡し先にレ点、交付の年月日

・第一種フロン類充填回収業者
登録番号、登録都道府県、氏名又は名称、住所、連絡先

4 第一種フロン類充填回収業者 (紫色の字)

→E票に記入
・第一種フロン類充填回収業者
担当者の部署名、氏名、フロン類引き取り終了した年月日、引取証明書交付の年月日、充填回収技術者氏名

・回収量等 該当項目全て

→F票に記入
・処理方法等 該当項目全て
・引渡し先 該当項目全て

該当する時、レ点

代表者又は担当部署の担当者

エアコンディショナー、人の冷暖房用冷媒機器及び冷凍機器：物を冷却する機器

引渡し先にレ点

どちらかにレ点

フロン類回収を委託する取次者の名称等及び住所

引渡し先にレ点

取次者(1)より取次者(2)へ再委託する場合、廃棄する機器の所有者等から承諾を得る

引渡し先にレ点

第一種フロン類充填回収業者が都道府県知事から受けている登録番号を記入。都道府県又は窓口で閲覧・確認できる

依頼をする第一種フロン類充填回収業者の名称等及び住所

代表者又は担当部署の担当者

処理方法について1～5のいずれかに○印し、引渡し先及び冷媒番号ごとに、量及びその冷媒番号を記入

引渡し先業者が複数いる場合は、F票をコピーして使用

フロン類の引渡し先業者の許可または登録を受けた都道府県及び許可・認定番号を記入

確認証明書 (但し、確認してフロン類が残存していた場合、回収すること)

機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)

伝票番号 0001234567

交付の年月日 2019年10月1日

電話 △△-1111-1111

FAX △△-1111-1112

廃棄する機器の所有者等 (第一種特定製品廃棄等実施者)

上記の住所 〒215-2212 ○○県青空市白雲町3-4-5

担当者 部署名 ○○部 氏名 青木 ○男

廃棄する機器がある、又はあった施設(建物)名 青空ビル1階

上記の住所 〒215-2345 ○○県青空市宝町1-1-1

整備の場合：整備する機器の所有者等 (第一種特定製品の整備の発注者)

エアコンディショナー 10台 冷凍機器及び冷凍機器 50台

建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に○印) 解体(修繕等)あり 解体(修繕等)なし

フロン類の引渡し先 (右記該当にレ点) ☒ 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する (第一種フロン類充填回収業者欄に記入する) ☒ 取次者(1)に委託する (取次者(1)欄に記入する)

フロン類の処理方法 (右記該当にレ点) ☐ 再生希望 ☐ 再生・破壊のどちらでも良い ☐ 破壊希望

伝票番号は任意項目

委託確認書を交付する日

廃棄する機器の所有者等の名称等及び住所

引取りを依頼するフロン類が充填されている機器がある建物名及びその場所

D票を取次者(2)に交付した日

代表者又は担当部署の担当者

E票を第一種フロン類充填回収業者に交付した日

代表者又は担当部署の担当者

フロン類をポンベに回収完了した日

E票(引取証明書)を取次者へ交付した日

フロン類の回収の現場に立ち会った若しくは回収した十分な知見を有する充填回収技術者

管理番号は任意項目

実際に回収した冷媒の種類と量及び機器の種類と台数

回収できなかった要因を判り易く記入

別表「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、その伝票番号も記入

容器識別番号を記入

処理を依頼する引渡し先を○で囲む

回収したフロン類の処理を依頼する引渡し先の住所及び名称等

回収したフロン類を処理先へ引き渡した日(自ら再生した冷媒を充填した場合は、その充填した日)

取次者(1) 取次者(2) 取次者(2)に再委託することを承諾します。

承諾の年月日 2019年10月4日

承諾者 青木 ○男

取次者(1)の氏名又は名称 環境建設(株)

上記の住所 〒215-1234 ○○県清風市涼風2-1-1

担当者 部署名 △△部 氏名 大木 ○朗

FAX △△-3440-0033

取次者(2)の氏名又は名称 天空企画(株)

上記の住所 〒215-8900 ○○県虹橋市七色町5-2-5

担当者 部署名 ○○部 氏名 森 △介

FAX △△-2525-5678

第一種フロン類充填回収業者

登録番号 567890

登録都道府県 ○○

第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称 (株)冷媒回収設備

上記の住所 〒215-4567 ○○県佳良市大吉町5-5-5

担当者 部署名 ○○部 氏名 小林 △太

FAX △△-1111-2525

2019年10月12日 2019年10月13日

引取証明書又は確認証明書の交付年月日

充填回収技術者氏名 回収 太郎

電話 △△-1111-1192

FAX △△-1111-2525

管理番号 1234567890

下記のとおりフロン類を回収しました。

回収量等	フロン類の種類	CFC		HCFC		HFC		計	
		台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
第一種特定製品の種類	エアコンディショナー	10	300	50	60	50	60	50	360
冷媒機器及び冷凍機器									
計		10	300	50	60	50	60	50	360
銘板に記載されている充填量 (判る範囲で記入する)		10	300	50	65	50	65	50	395
フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因		1台 要因：室外機コンデンサー腐食による穴あき							

充填ゼロ確認時の使用欄

エアコンディショナー	冷媒機器及び冷凍機器	計
台	台	台

(確認証明書の時使用)

回収できなかった要因を判り易く記入

別表「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、その伝票番号も記入

容器識別番号を記入

処理を依頼する引渡し先を○で囲む

回収したフロン類の処理を依頼する引渡し先の住所及び名称等

回収したフロン類を処理先へ引き渡した日(自ら再生した冷媒を充填した場合は、その充填した日)

回収したフロン類の処理方法等

フロン類の引渡し先等 (該当する番号を○で囲む)	CFC	HCFC	HFC	左記の冷媒番号	容器識別番号	フロン類再生・破壊管理票の伝票番号
1：破壊業者(※1) 1 2 3 4 5	kg	150 kg	kg	R 22	A0001, A0002, A0003	1234000
2：再生業者(※1) 1 2 3 4 5	kg	150 kg	kg	R 22	A0004, A0005, A0006	1234001
3：自ら再生 1 2 3 4 5	kg	kg	60 kg	R 404A	A0007	
4：(施行規則)第49条第1号に規定する者 1 2 3 4 5	kg	kg	kg	kg		
5：保管 1 2 3 4 5	kg	kg	kg	kg		

※1) 上記の1：破壊業者 2：再生業者 を選択し、別表「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、容器識別番号及びF票の伝票番号を必ず記入する。

引渡し先(※2)

右記の内、該当する引渡し先の番号を○で囲む → 1：破壊業者 2：再生業者 3：自ら再生したフロン類の充填先 4：(施行規則)第49条第1号に規定する者

都道府県 ○東京 住所 〒105-xxxx 東京都港区○○○ 123-45

許可・認定番号 123456789

氏名又は名称 (株)フロン破壊再生

電話 03-xxxx-1111

自ら再生した場合の再生した年月日(※3) 2019年10月16日

FAX 03-xxxx-2222

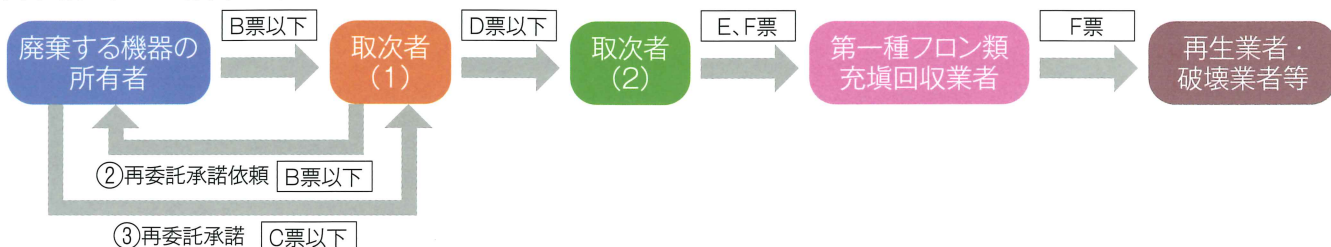
フロン類引渡し又は充填を終了した年月日 2019年10月20日

※2) 引渡し先が複数ある場合は、F票をコピーして使用する。
※3) 引渡し先を「3：自ら再生」とした場合のみ記入する。

■ フロン排出抑制法対応行程管理票(汎用版) 記入のポイント

汎用版 ← 主に再委託用

① 再委託する場合の流れ



② 記入のポイント

廃棄する機器の所有者等	・ 交付の年月日：この行程管理票を交付する年月日を記入 ： 原則、交付日から30日以内に引取証明書の入手が必要 ： 建物の解体工事の契約に伴い交付の場合は、交付日から90日以内に引取証明書の入手が必要 ・ エアコンディショナー：人の冷暖房に使用している室外機の台数を記入 ・ 冷蔵・冷凍機器：物を冷却する機器として使用している室外機の台数を記入 ・ フロン類回収を委託する取次者の名称等、住所および連絡先 ・ 第一種フロン類充填回収業者から送付された引取証明書(本行程管理票ではE票)を3年間保存
取次者(1)	・ 再委託の承諾：取次者(2)に再委託する場合は取次者(2)について記入後、「廃棄する機器の所有者等」から再委託の承諾を得る ・ 回付の年月日：D票を取次者(2)に交付する年月日を記入
取次者(2)	・ 回付の年月日：第一種フロン類充填回収業者にE票以下を交付する年月日を記入 ・ 登録番号と回収場所：回収場所と登録を受けている都道府県が一致しているか確認
第一種フロン類充填回収業者	・ 充填回収技術者氏名：直接フロン類回収を行った、または立ち会った充填回収技術者名を記入 ・ フロン類回収後、速やかにE票(引取証明書)(写)を取次者に交付。E票を機器の所有者に交付
回収量等	・ 機器の銘板に記載されている充填量：フロン類の初期充填量を判る範囲で記入 ・ 回収したフロン類の量：実際に回収した冷媒の種類と量、および機器の種類と台数を記入 ・ フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因：フロン類が回収できなかった場合、その台数および原因を記入。なお、全台数でフロン類が回収できなかった場合は、「回収量等の計」の欄に「0」と記入
回収フロン类等	・ 回収した冷媒ボンベの記入欄が不足した場合はF票をコピーして使用 ・ E票を、廃棄する機器の所有者等へ交付する際は受け取りの確認
回収したフロン類の処理方法等	・ 引渡し先、および冷媒番号ごとに、量と冷媒番号、並びに容器識別番号を記入 ・ フロン類の引渡し先業者の許可または登録を受けた都道府県、および許可・認定番号を記入 ・ フロン類引渡しまたは充填を終了した年月日：回収したフロン類を処理先へ引き渡した日を記入 自ら再生した冷媒を充填した場合は、その充填した日を記入

参 考

建設業者や設備工事業者等が機器の所有者から依頼を受けて、第一種フロン類充填回収業者へ回収依頼を取り次ぐことがあります。その場合、建設業者等が行程管理票上の取次者として行程管理票を記入・回付することになりますが、必要な書面が増え、手続きも複雑になります。

そこで建設業者が工事発注者に第一種フロン類充填回収業者を紹介し、工事発注者と第一種フロン類充填回収業者の間で行程管理票のやり取りを取次者1人、または2人に行えば、手続きを簡単に進めることも可能です。

なお、法律に基づき「破壊証明書」「再生証明書」が交付された場合、第一種フロン類充填回収業者はその証明書を廃棄する機器の所有者等に遅滞なく交付し、またその写しを交付した日から3年間保存することが必要です。

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器の使用者の皆さん

業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器を廃棄するときは、フロン類の回収が必要です。

フロン類を使用している業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器[※]を廃棄するときは、機器の所有者等（工事発注者、施主）が費用を負担して、第一種フロン類充填回収業者（各都道府県に登録されている業者）へ機器に充填されているフロン類の回収を依頼しなくてはなりません。機器に充填されているフロン類をみだりに放出することは、法律で禁止されています（フロン排出抑制法 第86条）。※家電製品の場合は家電リサイクル法等に従って適正に処理してください。解体工事の元請業者は、解体する建物内について、フロン類を使用した業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無について確認し、その結果を書面（設置機器事前確認書）を交付して発注者に説明することが、法律上義務とされています（同法第42条第1項）。工事発注者は、解体工事の元請業者が確認を行う際には、建物内への立入りや図面の提供など、元請業者が行う確認作業に協力してください（同法第42条第2項）。

解体工事の元請業者が、フロン類を使用した業務用エアコン・冷凍冷蔵機器があることを確認した場合の流れ

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
第一種特定製品事前確認結果説明書

交付年月日 年 月 日
※交付の日から3年間保存

(特定解体工事発注者)
氏名又は名称
住所

(特定解体工事元請業者)
氏名又は名称
住所

責任者氏名： 印
電話番号：

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第42条第1項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

記

解体工事の名称 _____

解体工事の場所 _____

第一種特定製品（フロン類を使用する業務用冷凍空調機器）の設置の有無	
□あり	□なし
フロン類回収済み エアコンディショナー	□当初から設置なし □撤去済み
冷風機器及び冷凍機器	□家庭用機器のみ ※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に同法に基づき処理してください。
部以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類回収済みの機器の引取証明書 の写しを廃棄物処理業者等への交付 □発注者が実施 □受注者が実施	部以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類の回収 □発注者が実施 □受注者が実施 ・フロン類回収後の引取証明書の写し の廃棄物処理業者等への交付 □発注者が実施 □受注者が実施 ・フロン類の回収等に係る費用 □当初発注に計上 □設計変更対象

(注意事項)
・フロン類の回収をせずにみだりに放出した場合、放出した者が罰せられます。
・フロン類の回収をせずに第一種特定製品の廃棄等を行うと、廃棄等を行った者（発注者）が罰せられます。
・廃棄物処理業者等に対して第一種特定製品の引取り等を依頼する際には、引取証明書の写しの交付が必要です。発注者がして廃棄物処理業者等へフロン類回収済みの機器を引き渡す場合は、引取証明書の写しを発注者に渡す必要があります。提供されない場合には、第一種特定製品の処分を行うことができます。工事の工程及び費用に影響を及ぼすおそれがあります。

1 解体工事の元請業者の事前確認の結果、機器があることが確認されたら

解体工事の元請業者が工事発注者に書面（事前確認書）で説明します。

2 フロン類の回収を依頼します

(工事発注者または発注者から委託を受けた者が行います)

第一種フロン類充填回収業者にフロン類回収を依頼します。工事発注者が直接第一種フロン類充填回収業者に依頼する場合と、解体工事の元請業者が発注者から委託を受けて、第一種フロン類充填回収業者への依頼を取り次ぐ場合があります。

3 第一種フロン類充填回収業者が機器の設置場所を調査します

(工事発注者は協力してください)

第一種フロン類充填回収業者が機器の設置場所を調査して、フロン類回収にかかる時間と費用を見積もります。工事発注者および解体工事の元請業者は、第一種フロン類充填回収業者の現場への立ち入りや図面の提供など第一種フロン類充填回収業者が行う現場調査に協力してください。

4 行程管理票に記入してください

(工事発注者が記入してください)

工事発注者は行程管理票を入手して、必要事項を記入してください。記入した行程管理票は第一種フロン類充填回収業者に直接、または第一種フロン類充填回収業者への依頼を取り次ぐ解体工事の元請業者に渡します。

5 第一種フロン類充填回収業者が機器からフロン類を回収します

(工事発注者は協力してください)

第一種フロン類充填回収業者がフロン類回収を行います。工事発注者および解体工事の元請業者は、電源の提供など第一種フロン類充填回収業者の行う作業に協力してください。

6 解体工事の着工

建物を解体する前にフロン類の回収を終えておくようにしてください。

フロン類回収 事前調査チェックリスト

[illegible]

●作業環境事前調査

接続電源についての顧客の了解	(可 ・ 否)	コンピュータ等の影響	(有 ・ 無)	
回収対象機器用の電源使用	(有 ・ 無)	発電機	(要 ・ 不要)	
設置場所が 40℃ 以下の確認	(可 ・ 否)	40℃ 以上の場合作業不可		
設置場所に直射日光の有無	(有 ・ 無)	養生物の必要	(要 ・ 不要)	
回収対象機器	一時的運転 (暖機運転)	(可 ・ 否)		
	ポンプダウン運転	(可 ・ 否)	主な回収方式	(液ガス・ガス)
	フロン回収口 (サービスポート)	(有 ・ 無)	ピアシングツール	(要 ・ 不要)
	水冷式の凝縮器が付属	(有 ・ 無)		
	液溜め (アキュムレータ) 等位置確認	(有 ・ 無)	加温等の箇所確認	
回収装置	設置場所の振動等の有無	(有 ・ 無)	養生物の必要	(要 ・ 不要)
	設置場所の床面の水平確保	(可 ・ 否)	養生物の必要	(要 ・ 不要)
	設置場所の機器類設置スペース	(有 ・ 無)	延長ホース等	(要 ・ 不要)
	密閉室等に設置の場合換気確保	(有 ・ 無)	扇風機・排気ファン	(要 ・ 不要)
	回収場所までの運搬手段 台車使用	(可 ・ 否)	エレベーター	(有 ・ 無)
作業時間の確保		何日で回収作業を完了させる必要があるか (日)		
冷媒処理方法 (破壊業者へ引渡し・再生業者へ引渡し・自ら再生・省令第 49 条業者・保管)				
証明書類		(破壊証明書 ・ 再生証明書)		

行程管理票入手先

令和7年9月1日現在

業界団体等での販売場所

都道府県	団体名	所在地	電話番号	都道府県	団体名	所在地	電話番号
北海道	一社) 北海道解体工事事業協会	札幌市東区北	011-752-2757	静岡県	一社) 静岡県冷凍空調工業会	静岡市駿河区	054-285-2686
	一社) 北海道冷凍空調設備工業会	札幌市中央区	011-623-3560		一社) 静岡県フロン回収事業協会	静岡市駿河区	054-289-3666
青森県	青森県冷凍空調設備工業会	青森市問屋町	017-738-2131	愛知県	一社) 中部冷凍空調設備協会	名古屋市中区	052-263-5067
	一社) 青森県解体工事事業協会	青森市浜田	017-729-2322		一社) 愛知県解体工事事業協会	名古屋市中区	052-211-9851
岩手県	岩手県冷凍空調設備工業会	盛岡市本町通	019-656-1040	三重県	一社) 三重県管工事工業協会冷凍空調部会	津市高洲町	059-228-6130
	一社) 岩手県解体工事事業協会	一関市宮下町	0191-26-2311		一社) 三重県解体工事事業協会	四日市市本町	059-352-8246
宮城県	一社) 宮城県冷凍空調設備工業会	仙台市若林区	022-231-3520	滋賀県	関西電気工事工業協同組合	野洲市小篠原	077-587-3521
	一社) 宮城県フロン回収事業協会	仙台市若林区	022-782-0771	京都府	一社) 京都府建物解体協会	京都市下京区	075-744-6380
秋田県	宮城県解体工事事業協同組合	仙台市宮城野区	022-292-3455		一社) 近畿冷凍空調工業会 http://www.kinreiko.com	大阪市中央区	06-6233-3201
	秋田県冷凍空調設備工業会	秋田市土崎港中央	018-857-4168	大阪府	一社) 大阪府解体工事事業協会	大阪市西区	06-6583-5121
山形県	一社) 山形県解体工事事業協会	秋田市旭北栄町	018-838-6070		関西電気工事工業協同組合	大阪市淀川区	06-6838-3950
	一社) 山形県冷凍空調設備工業会	山形市近田	023-666-6533	兵庫県	大阪府電気工事工業組合今里支部	大阪市東成区	06-6971-2764
福島県	一社) 福島県解体工事事業協会	郡山市八山田	024-935-2925		一社) 兵庫県解体工事事業協会	神戸市兵庫区	078-681-7710
	一社) 福島県冷凍空調設備工業会	福島市南町	024-545-5631	奈良県	関西電気工事工業協同組合	神戸市兵庫区	078-651-5801
茨城県	茨城県冷凍空調設備協会	ひたちなか市山崎	029-200-4199		兵庫県冷凍空調設備工業会	神戸市中央区	078-371-0163
	一社) 茨城県解体工事事業協会	水戸市吉沢町	029-240-1917	和歌山県	一社) 奈良県解体工事事業協会	橿原市内膳町	0744-20-0302
栃木県	一社) 栃木県冷凍空調工業会	宇都宮市下砥上町	028-645-8807		関西電気工事工業協同組合	橿原市五井町	0744-29-9565
	一社) 栃木県解体工事事業協会	宇都宮市菊水町	028-632-6063	鳥取県	和歌山県冷凍空調設備協会	和歌山市西浜	073-438-6101
群馬県	協) 群馬県機械設備工業会	前橋市大友町	027-251-0332		関西電気工事工業協同組合	和歌山市吉田	073-436-3995
	一社) 群馬県フロン回収事業協会	前橋市紅雲町	027-260-8234	島根県	一社) 鳥取県冷凍空調工業会	鳥取市商栄町	0857-29-5541
埼玉県	群馬県解体工事事業協会	前橋市東金丸町	027-280-2055		鳥取県解体工事事業協同組合	鳥取市湖山町	0857-38-8571
	一社) 埼玉県冷凍空調工業会	さいたま市浦和区	048-883-7075	岡山県	一社) 島根県冷凍空調工業会	松江市学園南	0852-24-1707
千葉県	一社) 埼玉県解体工事事業協会	久喜市下早見	0480-23-0102		一社) 岡山県冷凍空調協会	岡山市北区	086-230-3231
	千葉県冷凍空調設備協会	千葉市中央区	043-227-4016	広島県	一社) 岡山県解体工事事業協会	津山市山北	0868-32-0510
東京都	千葉県解体工事事業協同組合	千葉市中央区	043-202-5505		一社) 広島県冷凍空調工業会	広島市西区	082-238-8830
	一社) 東京都冷凍空調設備協会 FAXでの注文、発送のみとなります	港区芝公園	03-3437-9236	山口県	一社) 山口県冷凍空調工業会	周南市今宿町	0834-22-5044
神奈川県	公社) 全国解体工事事業団体連合会	中央区日本橋	03-6262-0321		徳島県空調冷凍工業会	徳島市大道	088-654-4455
	神奈川県冷凍空調設備協同組合	横浜市中区	045-681-3449	愛媛県	協) 徳島県解体工事事業協会	徳島市富田浜	088-626-7201
新潟県	一社) 神奈川県建物解体業協会	横浜市中区	045-662-5011		一社) 香川県冷凍空調設備工業協会	高松市木太町	087-832-2873
	新潟県冷凍空調設備協会	新潟市西区	025-377-7111	福岡県	一社) 愛媛県冷凍空調設備工業会	松山市天山	089-947-2624
富山県	一社) 新潟県解体工事事業協会	新潟市中央区	025-245-7673		一社) 高知県冷凍空調設備工業会	高知市上町	088-872-2708
	一社) 富山県冷凍空調設備工業会	富山市八日町	076-428-0043	佐賀県	一社) 西日本冷凍空調工業会	福岡市博多区	092-471-1530
石川県	一社) 富山県構造物解体協会	富山市芝園町	076-442-6567		一社) 福岡県解体工事事業協会	福岡市南区	092-552-6851
	一社) 石川県冷凍空調設備工業会	金沢市専光寺町	076-213-5577	熊本県	佐賀県解体・リサイクル協議会	神崎市千代田町	0952-34-6636
福井県	一社) 石川県構造物解体協会	金沢市今昭町	076-256-1444		一社) 長崎県解体工事事業協会	長崎市出島町	095-895-5935
	一社) 福井県解体工事事業協会	福井市春山	0776-22-3936	大分県	一社) 熊本県解体工事事業協会	熊本市中央区	096-237-6944
山梨県	一社) 山梨県冷凍空調設備保安協会	笛吹市境川町	055-234-5917		一社) 大分県解体工事事業協会	大分市大字迫	097-574-9910
	山梨県重機・建設解体工事事業協同組合	甲府市上阿原町	055-298-4433	鹿児島県	宮崎県冷凍空調工業会	宮崎市潮見町	0985-28-0870
長野県	長野県冷凍空調設備協会	長野市栗田	026-262-1903		宮崎県解体工事事業協同組合	宮崎市大字瓜生野	0985-41-1237
	協) 長野県解体工事事業協会	長野市南県町	026-219-2455	沖縄県	一社) 鹿児島県冷凍空調工業保安協会	鹿児島市鴨池新町	099-254-3948
岐阜県	岐阜県冷凍空調設備協会	岐阜市大洞紅葉が丘	058-243-0033		一社) 鹿児島県解体工事事業協会	鹿児島市荒田	099-251-1033
	一社) 岐阜県解体工事事業協会	岐阜市六条大溝	058-274-3315	沖縄県	沖縄県冷凍空調設備協会	那覇市曙	098-861-1751
					沖縄県解体工事事業協会	中頭郡嘉手納町	098-957-0148

都道府県	販売場所	電話番号	都道府県	販売場所	電話番号
北海道	北海道環境サポートセンター (札幌駅南口正面伊藤・加藤ビル4階)	011-218-7811	栃木県	県庁売店 (県庁東館売店)	028-623-2534
	本庁北棟店	017-763-5322		地方庁舎売店 (河内、下都賀、塩谷、那須、安蘇、足利)	—
青森県	県合同庁舎売店 (弘前、八戸、五所川原、十和田、むつ)	—	山梨県	一社) 山梨県産業資源循環協会 (甲府市中町)	055-244-0755
	盛岡合同庁舎地下売店	019-629-6465		県西庁舎 10 階売店	052-961-0458
岩手県	盛岡合同庁舎地下売店	019-629-6780	滋賀県	一社) 滋賀県建設業協会 (大津市におの浜)	077-522-3232
	秋田県	県庁地下1階売店	大阪府	府庁咲洲庁舎諸用紙販売所	06-4703-8420
福島県	県庁売店	024-522-0565		政府刊行物県庁内 SS (県庁地下総合売店)	092-641-7838
	茨城県	一社) 茨城県環境管理協会 (茨城県地球温暖化防止活動推進センター)	福岡県	福岡市役所地下1階	092-722-4861
東京都	中央区湊第七長岡ビル4階弘済会アシスト	03-6826-1011		政府刊行物 SS	092-721-4846
	一財) 神奈川県厚生福利振興会 シルクセンター4F	045-680-0254	大分県	大分市大手町 3-2-9 自治労会館1階	097-532-4917
神奈川県				佐賀県官報販売所	0952-23-3722
			沖縄県	一社) 沖縄県産業資源循環協会 (浦添市牧港)	098-878-9360



一般財団法人

日本冷媒・環境保全機構 (JRECO)

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 406-2 TEL : 03-5733-5311 FAX : 03-5733-5312

URL : <http://www.jreco.or.jp/> (JRECOでは、インターネット注文の発送のみとなります。)